

呉市からのお知らせ

①燃えるごみ用指定袋の供給不足における措置期間の終了

燃えるごみを市販の透明・半透明の袋で出せる措置期間は、予定どおり **令和5年3月31日（金）** をもって終了いたします。

4月3日（月）からは、通常どおり呉市指定袋のみの収集となります。

なお、燃えるごみ用指定袋については、3月中旬頃から取扱店にて販売を再開いたします。

②指定ごみ袋の仕様変更

令和5年4月から指定ごみ袋の仕様が以下のとおり変更になります。

- ・ ロール式から平袋式へ変更
（外装袋から一枚ずつ取り出す方法）
- ・ 燃えるごみ用特大袋（45L）の廃止
- ・ バイオマスプラスチックを使用した指定袋の導入

今回の仕様変更に伴う**価格・枚数・色の変更はありません**。平袋式の指定袋は、ロール式の在庫がなくなり次第、順次、店頭に並ぶ予定です。

また、従来のロール式は4月以降も引き続きご使用いただけます。